

寒川町農業委員会の委員及び寒川町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 27 号

寒川町農業委員会の委員及び寒川町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、寒川町農業委員会の委員(以下「委員」という。)及び寒川町農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 法第 8 条第 2 項に規定する委員の定数は、8 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 法第 18 条第 2 項に規定する推進委員の定数は、3 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 20 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、施行日前に選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日から施行する。

(準備行為)

2 法第 8 条及び第 9 条の規定による委員の任命のために必要な行為並びに法第 17 条から第 19 条までの規定による推進委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(寒川町農業委員会の委員の定数に関する条例の廃止)

3 寒川町農業委員会の委員の定数に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 10 号)は、

廃止する。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年寒川町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

4	農業委員会会長	同	32,000 円
		能率給	予算の範囲内で 町長が定める額
5	農業委員会委員	月額	26,100 円
		能率給	予算の範囲内で 町長が定める額

別表第 1 中第 60 号を第 61 号とし、第 7 号から第 59 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 6 号中「同」を「月額」に改め、同号を同表第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

6	農地利用最適化推進委員	月額	26,100 円
		能率給	予算の範囲内で 町長が定める額

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の能率給は、第 3 条の規定にかかわらず、当該年度分を当該年度の末日までに支給する。

別表第 2 中「第 8 号」を「第 9 号」に、「第 9 号」を「第 10 号」に、「第 60 号」を「第 61 号」に改める。

(寒川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 寒川町証人等の実費弁償に関する条例(昭和 29 年寒川町条例第 8 号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。